



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	長 寿 社 会 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の休止	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	"
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（5件）	漁 業 振 興 課
・保安林の指定の予定	林 政 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
・一般競争入札の参加者の資格等（2件）	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・特定計量器定期検査の実施	計 量 検 定 所
・土地改良区の役員の就任（2件）	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任	"
・土地改良区の定款変更の認可（3件）	"
・県営土地改良事業変更計画の決定	"
・測量の実施	建 設 企 画 課
・測量の終了	"
・土地区画整理審議会委員の選挙期日	住 宅 課
・一般競争入札の実施（2件）	物 品 管 理 室
・落札者等	高 校 教 育 課

## 規 則

長崎県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第74号

長崎県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

長崎県老人福祉法施行細則（平成5年長崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(老人デイサービスセンター等設置届) 第6条 施行規則第1条の14の規定による届出は、様式第4号の老人デイサービスセンター等設置届によらなければならない。	(老人デイサービスセンター等設置届) 第6条 施行規則第1条の10の規定による届出は、様式第4号の老人デイサービスセンター等設置届によらなければならない。

様式第1号中「印」を削り、同様式中「4 条例、定款その他の基本約款」を「4 届出者の登記事項証明書又は条例」に、「6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴」を「6 主な職員の氏名」に改め、同様式8中

「(添付資料)

「老人デイサービス事業に係るものを除く。」の次に「」を加え、同様式中 (1) 収支予算書 を削る。  
(2) 事業計画書」

様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

様式第4号中「印」を削り、同様式中「4 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴」を「4 施設の長の氏名」に改め、同様式中

「(添付資料)

- (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- (2) 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、当該市町村の同意書 を
- (3) 定款その他の基本約款(国、都道府県、市町村以外の者)

」

「(添付資料)

届出者の登記事項証明書(国、都道府県、市町村以外の者)」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「印」を削る。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第9条関係）

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

市町村長

## 老 人 ホ ー ム 設 置 届

老人福祉法による養護（特別養護）老人ホームを下記のとおり設置するので、届け出ます。

## 記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - ア 施設の運営の方針
  - イ 入所定員
  - ウ 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - ア 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号。以下「条例」という。）第8条及び第36条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
  - イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態
  - エ 条例第29条第1項（条例第44条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（条例第29条第2項（条例第44条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日

様式第8号を次のように改める。  
様式第8号（第9条関係）

長崎県知事 様

番 号  
年 月 日

社会福祉法人  
代表者

老人ホーム設置認可申請書

老人福祉法による養護（特別養護）老人ホームを下記のとおり設置したいので、認可を申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び位置
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - ア 施設の運営の方針
  - イ 入所定員
  - ウ 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - ア 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号。以下「条例」という。）第8条及び第36条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
  - イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態
  - エ 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日  
(別添書類)  
申請者の登記事項証明書  
様式第9号から様式第15号までの様式中「」を削る。  
様式第16号中「」を削り、同様式中「10 建物その他の設備の使用怪訝」を「10 建物その他の設備の使用権限」に改める。  
様式第17号から様式第22号までの様式中「」を削る。  
様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第22条関係）

番 号  
年 月 日

長崎県知事 様

設置者名

## 有 料 老 人 ホ ー ム 設 置 届

次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により関係書類を添えてお届けします。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- 4 事業開始の予定年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 施設において供与される介護等の内容
- 7 施設の規模及び構造並びに設備の概要
- 8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 9 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 10 施設の運営の方針
- 11 入居定員及び居室数
- 12 職員の配置の計画
- 13 法第29条第9項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 14 法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 15 一時金の返還に関する法第29条第10項に規定する契約の内容
- 16 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 17 長期の収支計画
- 18 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- 19 建物の面積を明記した平面図

様式第24号中「」を削る。

様式第25号中「」を削り、同様式中「第29条第2項」を「第29条第3項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 長崎県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
ちくばクリニック	竹馬 庸裕	長崎県大村市古賀島町579番5号	令和3年7月1日	令和9年6月30日
有限会社 わかまつ薬局	有限会社 わかまつ薬局 代表取締役 松尾 晋一	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷218	令和3年7月1日	令和9年6月30日
医療法人社団 幸寿会 島原こころのクリニック	医療法人社団 幸寿会 理事長 川口 哲	長崎県島原市蛭子町2丁目934-1	令和3年4月1日	令和9年3月31日
しろたに内科クリニック	医療法人 幸輝会 理事長 城谷 哲也	長崎県島原市北門町103番地5	令和2年12月1日	令和8年11月30日
ストレスクリニックウイング	医療法人 ウイング 理事長 高城 昭紀	長崎県島原市片町643番地2	令和2年9月1日	令和8年8月31日
有限会社 キリン堂薬局	有限会社 キリン堂薬局 代表取締役 高木 義和	長崎県島原市片町641番地	令和2年9月1日	令和8年8月31日
指定訪問看護ステーションウイング大手門	医療法人ウイング 理事長 高城 昭紀	長崎県島原市前浜町丙21番地1	令和2年11月1日	令和8年10月31日
なおき薬局	有限会社 ひろお 代表取締役 内田 直樹	長崎県西彼杵郡時津町浦郷396-29	令和3年7月1日	令和9年6月30日
医療法人 真和会 山中内科消化器科医院	医療法人 真和会 山中内科消化器科医院 理事長 山中 秀夫	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷466番地1	令和3年4月1日	令和9年3月31日
訪問看護事業所それいゆ	合同会社とよき 代表社員 岸川 明子	長崎県西彼杵郡時津町浦郷273-3 コピーセンタービル1F	令和3年5月1日	令和9年4月30日

**長崎県告示第538号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	諫早記念病院 訪問看護ステーション	医療法人 宏善会 理事長 本川 哲	長崎県諫早市天満町6番1号	所在地変更	令和3年5月23日
新			長崎県諫早市天満町2番21号		
旧	J R九州ドラッグ イレブン薬局大村店	株式会社 ドラッグ イレブン 代表 取締役 畑井 慎 司	長崎県大村市松並1丁目157番地23	名称変更	令和3年5月16日
新	ドラッグイレブン 薬局 大村店				

**長崎県告示第539号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

(休 止)

医療機関名	開設者	所在地	休止年月日
医療法人社団 鬼塚内科医院	医療法人社団 鬼塚 内科医院 理事長 鬼塚 淳朗	長崎県諫早市飯盛町里179-2	令和3年6月1日

**長崎県告示第540号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
左野歯科医院	左野 利器	長崎県杵岐市芦辺町芦辺浦83	令和3年5月31日
富江薬局	山本 敬子	長崎県五島市富江町富江294	令和3年6月30日

医療法人社団尚友会 おお くぼ内科医院	医療法人社団尚友会 理事長 大久保 尚	長崎県諫早市多良見町化屋1810	令和3年6月1日
------------------------	------------------------	------------------	----------

**長崎県告示第541号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
木山調剤薬局	長崎県南島原市口 之津町甲1191番地 2	有限会社 木山 ファーマシー 代 表取締役 木山 為彦	長崎県南島原市口 之津町甲1191番地 2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	令和3年7月1日

**長崎県告示第542号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	訪問看護ステー ションこば	長崎県諫早市永昌 東町16-6	合同会社スマイル ナース 代表社員 木場 満江	長崎県諫早市福田 町30-36	所在地変更	令和3年7月1日
新		長崎県諫早市福田 町30-36				

**長崎県告示第543号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
あん摩マッ サージ指圧 はり・きゅう	原 美恵子	長崎県西彼杵郡長与 町三根郷51-11 ケンゾーナガヨ103号 室			令和3年7月1日

**長崎県告示第544号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	柔道整復	藤田整骨院 (藤田 裕紹)	長崎県雲仙市吾妻町馬場 名779	長崎県雲仙市小浜町北野298番地	令和3年6月21日
新				長崎県雲仙市吾妻町永中名69-3	
旧	あん摩マッサージ指圧	中山 君江	長崎県大村市植松3丁目 804番地 植松アパートE 棟201	/	令和3年6月19日
新			長崎県大村市乾馬場876- 7 荒木賃家A棟		

**長崎県告示第545号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	西口 勇作	佐世保市早苗町434- 2	/	/	令和3年7月1日

**長崎県告示第546号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

加入区

佐世保市黒島加入区

**長崎県告示第547号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

加入区  
大島村加入区

**長崎県告示第548号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

加入区  
尾崎加入区

**長崎県告示第549号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

加入区  
綱島加入区

**長崎県告示第550号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

加入区  
瀬川加入区

**長崎県告示第551号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東彼杵郡波佐見町湯無田郷字鳥越261の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び波佐見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第552号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和3年7月27日から適用する。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市町村名
1～11 略					1～11 略				
12	リーガルナビ行政書士法人 社員 李 泳勲	長崎市桜町 3番15号 BUNGOビル 3階	長崎市桜町 3番15号 BUNGOビル 3階	長崎市	12	削除			
13～84 略					13～84 略				

**長崎県告示第553号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

3 入札第75号 汎用旋盤 1式

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年8月18日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はあります。の記載があるもの。」

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

## 8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 長崎県告示第554号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

## 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

3 入札第78号 汎用フライス盤 1式

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和3年8月18日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を

添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はあります。の記載があるもの。」

○国税：「徴収猶予許可通知書」

- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

**特定計量器定期検査の実施（公告）**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

松浦市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	今福地区	松浦市東部交流センター	9月14日（火）	13時30分から15時まで
同 上	飛島地区	飛島公民館	9月15日（水）	10時30分から11時まで
同 上	青島地区	青島住民センター		13時から14時まで
同 上	阿翁地区	新松浦漁協鷹島支所 阿翁浦荷さばき所	9月16日（木）	11時から11時30分まで
	鷹島地区	松浦市役所鷹島支所		13時から14時30分まで
同 上	鍋串地区	鍋串公民館	9月17日（金）	10時30分から11時30分まで
	塩浜地区	伊万里釜会館		13時から14時30分まで
同 上	御厨・星鹿地区	松浦市御厨公民館	9月28日（火）	13時30分から15時30分まで
同 上	調川・志佐・上志佐地区	松浦市勤労青少年ホーム	9月29日（水）	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	松浦市全地区	松浦市勤労青少年ホーム	9月30日（木）	9時30分から11時まで
所在場所検査	計量器の所在の場所		9月1日から 9月30日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定期間検査機関 （一社）長崎県計量協会

**土地改良区の役員の就任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柳新田土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
馬 場 正 邦	諫早市小長井町井崎575
福 田 英 樹	諫早市小長井町遠竹1387-6
久 保 丞 治	諫早市小長井町井崎593-1
音 山 光 樹	諫早市小長井町井崎290-1
中 村 泰 則	諫早市小長井町井崎2374
渡 部 博 之	諫早市小長井町遠竹2018
土 井 信 幸	諫早市小長井町遠竹556-2
原 田 正 敏	諫早市小長井町井崎656
中 村 正 幸	諫早市小長井町井崎2275
中 村 國 年	諫早市小長井町遠竹707
野 田 照 雄	諫早市小長井町遠竹219-5
土 井 康 敬	諫早市小長井町遠竹2322
中 村 隆 臣	諫早市小長井町井崎2257
中 村 信 義	諫早市小長井町井崎2270
就 任 役 員 監 事	
深 井 利 弘	諫早市小長井町遠竹224-1

**土地改良区の役員の就任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鈴田内倉土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
城 間 雅 彦	大村市大里町1155-1
上 野 雅 也	大村市中里町1303-2
村 部 健 二	雲仙市愛野町甲3070-21
宮 崎 忠 親	雲仙市千々石町丁967
片 山 英 典	大村市大里町84-1
就 任 役 員 監 事	
原 口 勝	大村市大里町762

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、向月土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
藤 澤 清	平戸市野子町4298番地 1	藤 澤 清	平戸市野子町4298番地 1
吉 岡 精 市	平戸市野子町4242番地	吉 岡 精 市	平戸市野子町4242番地
山 辺 長 久	平戸市野子町2734番地 8	山 辺 長 久	平戸市野子町2734番地 8
藤 澤 兼 美	平戸市野子町4388番地	藤 澤 兼 美	平戸市野子町4388番地
吉 岡 孝 志	平戸市野子町4235番地	吉 岡 孝 志	平戸市野子町4235番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
林 憲 治	平戸市野子町2971番地	林 憲 治	平戸市野子町2971番地

吉 住 榮 重	平戸市野子町3702番地	崎 村 勝 也	平戸市野子町4274番地
---------	--------------	---------	--------------

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月26日総会議決）を認可した。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 向月土地改良区  
認可年月日 令和3年7月20日

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年6月30日総代会議決）を認可した。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 勝本土土地改良区  
認可年月日 令和3年7月20日

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月16日総代会議決）を認可した。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 山田原土地改良区  
認可年月日 令和3年7月21日

#### 県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、西出口地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称  
西出口地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）土地改良事業変更計画書
- 縦覧期間  
令和3年8月3日から令和3年8月23日まで
- 縦覧場所  
平日：諫早市役所農林水産部農地保全課  
土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

#### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局

長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県平戸市田平町	令和3年8月9日から 令和3年12月9日まで

#### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、九州地方整備局 長崎河川国道事務所長から公共測量（空中写真測量・航空レーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市の一部	令和3年7月20日

#### 土地区画整理審議会委員の選挙期日（公告）

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めた。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

##### 1 選挙期日

令和3年10月31日

#### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

##### 1 一般競争入札に付する事項

###### (1) 購入物品及び数量

3 入札第75号 汎用旋盤 1 式

###### (2) 購入物品の特質等

仕様書による。

###### (3) 納入期限

令和4年3月18日

###### (4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎県立島原工業高等学校 機械システム科実習棟 I 1 F 旋盤実習室  
(島原市本光寺町4353)

②条 件 仕様書のとおり

###### (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和3年8月18日 17時00分

## 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

## 5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

## 6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

## 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和3年9月14日 17時00分

## 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和3年9月3日 17時00分

## 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

## 10 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

（期日）令和3年9月15日10時00分

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和3年9月14日 17時00分（必着）

（提出先）長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除する。

##### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

#### 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(16) 代理人が入札したとき。

(17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

(20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受ける

ことが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
General-Purpose lathe, 1 set
- (2) Delivery period:  
18 March, 2022
- (3) Delivery place:  
4353 Honkoji-machi, Shimabara City, 1st floor, Lathe Practice Room,  
Mechanical System Course Laboratory Building I ,  
Nagasaki Prefectural Shimabara Technical High School
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
5:00 p.m. September 14, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:  
10:00 a.m. September 15, 2021
- (6) Point of Contact:  
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2881

#### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
3 入札第78号 汎用フライス盤 1 式
- (2) 購入物品の特質等  
仕様書による。
- (3) 納入期限  
令和4年3月18日
- (4) 納入場所及び条件  
①納入場所 長崎県立長崎鶴洋高等学校D棟 1F 仕上組立機械実習室（長崎市末石町157-1）  
②条 件 仕様書のとおり
- (5) 入札の方法  
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
  - (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- (名称) 長崎県出納局物品管理室  
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
(電話) 095-895-2881  
(提出期限) 令和3年8月18日 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
(名称) 長崎県出納局物品管理室  
(電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- 長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
- 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。
- (提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 令和3年9月14日 17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限
- (提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 令和3年9月3日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
- (場所) 長崎県庁行政棟1階入札室  
(期日) 令和3年9月15日10時30分
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- (郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 令和3年9月14日 17時00分（必着）  
(提出先) 長崎県出納局物品管理室  
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。

## (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

## 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(16) 代理人が入札したとき。

(17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

(20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
General-Purpose Milling Cutter, 1 set
- (2) Delivery period:  
18 March, 2022
- (3) Delivery place:  
157-1 Sueishi-machi, Nagasaki City  
1st floor, Finish, Assembly and Machine Practice Room, Building D,  
Nagasaki Prefectural Kakuyo High School
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
5:00 p.m. September 14, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:  
10:30 a.m. September 15, 2021
- (6) Point of Contact:  
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2881

**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年8月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等又は特定役務の名称  
長崎県ICT活用授業推進業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県教育庁高校教育課（総務管理班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
電話 095-894-3352
- 3 調達方法  
業務委託
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和3年7月21日
- 6 落札者  
長崎県長崎市田中町585番地5  
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹
- 7 落札価格  
23,800,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 8 入札公告日  
令和3年6月4日
- 9 落札方式  
最低価格

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント  
田宏弥